

## 流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、事業者が太陽光発電設備の設置に係る初期費用を負担して住宅等に太陽光発電設備を設置するサービスの提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、太陽光発電設備の普及を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽の光を電力に変換し、電力会社の配電線と連系する設備であって、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
  - ア 国際電気標準会議の規格等の国際規格又は日本産業規格に適合していること。
  - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けていること。
  - ウ 一般社団法人太陽光発電協会のJPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされていること。
- (2) 住宅等 市内に所在する次に掲げる建築物をいう。
  - ア 生活の用に供する戸建ての住宅又は集合住宅（ウに該当する建築物を除く。）
  - イ 店舗、事務所、営業所、倉庫又は工場等であって、事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業を除く。）が行われているもの（ウに該当する建築物を除く。）
  - ウ 生活の用に供する部分とイの事業の用に供する部分が併用されている建築物
- (3) 住宅等所有者 住宅等を所有する者をいう。
- (4) ゼロ円サービス 事業者が太陽光発電設備の設置に係る初期費用を負担して住宅等に未使用の太陽光発電設備を設置するサービス（当該太陽光発電設備の所有権が最終的に住宅等所有者に帰属することとなるものに限る。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ゼロ

円サービスにより太陽光発電設備を住宅等に設置した事業者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとして市長の登録を受けたものとする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）

イ 青色申告を行っている個人事業者

(2) 市内に事業所を有してゼロ円サービスに係る事業を行っていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 流山市が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

（事業者登録）

第4条 前条の登録を受けようとする者は、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) ゼロ円サービスの内容が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（事業者登録の変更）

第5条 前条第2項の規定による登録の決定を受けた者は、その登録の内容のうち、事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名に変更があったときは流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更届出書（別記第4号様式）に、ゼロ円サービスの内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは流山市

太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更申請書（別記第5号様式）にその変更の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更の可否を決定し、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更決定（申請却下）通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（事業者登録の抹消）

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録の決定を受けた者からその登録の抹消を希望する旨の届出があったとき、又は当該者が補助対象者としての要件を欠くことが明らかとなったときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 前項の届出は、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録抹消届出書（別記第7号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ゼロ円サービスの提供に要した費用のうち、太陽光発電設備の購入費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額等）

第8条 補助金の額は、次のいずれか低い方の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、300,000円を限度とする。

- (1) ゼロ円サービスにより設置した太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（日本産業規格又は国際電気標準会議の規格その他国際的な規格に規定されている公称最大出力をいう。以下同じ。）の値（キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）に15,000円を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費の実支出額（当該経費に対して他の補助金が交付されている場合にあつては、当該補助金の額を控除した額）

- 2 補助金は、一の住宅等につき1回に限り交付するものとする。

（交付申請）

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、流山市太

太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付申請書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けたゼロ円サービスに係る契約書の写し
- (2) 補助対象経費の実支出額が確認できる書類
- (3) ゼロ円サービスにより設置した太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力がわかる書類
- (4) 太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真
- (5) 太陽光発電設備の設置工事の完了日が確認できる書類
- (6) 補助対象経費に対して他の補助金が交付されている場合にあっては、当該補助金の額が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、太陽光発電設備の設置工事の完了日の属する年度の末日（当該日が流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日である場合には、その前日）までに提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付請求書（別記第10号様式）により、市長に補助金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（交付決定を受けた者の協力）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、太陽光発電設備の設置効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
申請者 名称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録申請書  
事業者登録を受けたいので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進  
補助金交付規則第 4 条第 1 項の規定により、下記とおり申請します。

記

1 事業者情報

事業者名		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		
担当者	部署	
	氏名	
電話番号		
F A X		
メールアドレス		

## 2 ゼロ円サービスの内容

サービスのプラン名		
契約期間	年間	
対象の建築物	住宅・事業所・併用	
諸条件		
サービスのプラン内容・ アピールポイント等		
補助金の還元方法		
特記事項		
問い合わせ先	U R L	
	電話番号	

第 2 号様式（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）流山市長

所 在 地

名 称

代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第 4 条第 1 項の規定による事業者登録の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金を全額返還することに同意します。

記

（誓約事項に☑）

- 流山市の市税を滞納していません。交付要件の確認のために、流山市環境政策課が、市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。
- 流山市が措置する指名停止期間中の者ではありません。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではありません。
- 流山市暴力団排除条例（平成 24 年流山市条例第 25 号）第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 3 号の暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項の暴力団密接関係者のいずれでもありません。



第3号様式（第4条関係）

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長

印

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録決定  
（申請却下）通知書

年 月 日付で申請のあった流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金に関する申請については、登録決定（下記の理由により申請却下）したので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第4条第2項の規定により通知します。

記

却下理由

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
届出者 名称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更届出書  
事業者登録の内容に変更があったので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更内容（変更があった項目のみ記入）

変更項目	変更前	変更後
名称		
主たる事業所の所在地		
代表者氏名		

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
申請者 名称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更申請書  
登録しているゼロ円サービスの内容を変更したいので、流山市太陽光  
発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第5条第1項の規定により下  
記のとおり申請します。

記

1 サービスのプラン名

2 変更内容

変更項目	変更前	変更後
サービスのプラン名		
契約期間	年間	年間
対象の建築物	住宅・事業所・併用	住宅・事業所・併用
諸条件		
サービスのプラン内容・ アピールポイント等		

補助金の還元方法			
特記事項			
問い合わせ先	U R L		
	電話番号		

第6号様式（第5条関係）

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長

印

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録変更  
決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金に関する申請については、登録変更決定（下記の理由により申請却下）したので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第5条第2項の規定により通知します。

記

却下理由

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
届出者 名称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金事業者登録抹消届出書  
下記の理由により事業者登録を抹消したいので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第6条の規定により、その旨届け出ます。

記

抹消理由

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付申請書  
流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金の交付を受けたいので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

サービスのプラン名			
契約期間		年 月 日 から 年 月 日	
設置住所			
住宅等所有者			
設置設備の仕様	太陽光モジュール	製造者名	
		型式	
		公称最大出力 (合計値)	k W (小数点以下第 3 位は四捨五入)
工事着工日		年 月 日	
工事完了日		年 月 日	
補助対象経費		円	
		(内消費税及び地方消費税の額) 円	

他の補助金の補助額	円
補助金交付申請額	円 (千円未満切捨て)



第9号様式（第10条関係）

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長

印

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付決定  
（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金の交付については、下記のとおり決定したので、流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 申請却下

理由

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地  
請求者 名称  
代表者名

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付請求書  
年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定された  
流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金について、流山市太陽光  
発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則第11条の規定により、下記  
のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所				
口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄					
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

※請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状（任意様式）が必要です。